第 12 回

肝属合併協議会会議資料

日 時 平成16年10月14日 (木) 午前10時から

場所内之浦町役場大会議室

肝属合併協議会

肝属合併協議会 会次第

日時:平成 16年10月14日(木)午前10時~

場所: 内之浦町役場 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- (1)報告事項東串良町の状況について
- (2)提案事項

提案第46号 【協定項目2】 合併の期日について (合併までのスケジュール等について)

- 4 その他
- 5 閉 会

【報告事項】

(1)東串良町の状況について

【提案事項】

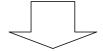
提案第46号【協定項目2】

合併の期日について

合併の期日について,次のとおり提案する。

【平成 16 年 3 月 15 日提案・4 月 8 日決定】

合併の期日は、平成17年3月22日とする。



【平成 16年 10月 14日再提案内容】

合併の期日は,平成17年 7月 1日とする。

平成16年10月14日提出

肝属合併協議会 会長 倉岡 哲哉

合併の期日については、下記の点について考慮すると、平成17年7月1日の合併 が適当である。

1 期日の変更を必要とする理由

平成 17 年 3 月 22 日の合併に向けた協議は ,決定に時間を要した協定項目があったこと などから ,スケジュールが詰まった状況となっている。このような中 ,東串良町で高山町及び内之浦町との合併の可否を問う住民投票条例が先般(10/1)施行されたこと に伴って ,今回協議会を開催することになるなど ,住民説明会 ,調印式 ,各町議会で の議決 , 県議会での議決等のスケジュールを勘案すると年度内合併が難しくなった。

(肝属東部合併協議会を休止する際の申し合わせで,調印までに協議再開の申し出があれば3町合併に向けた協議を再開することとしている。)

一方、現行の合併特例法の改正等により、今年度中に知事への合併申請を行い、来 年度中に合併した市町村については、現行合併特例法を適用する旨の経過措置が講じ られるとともに、現行の合併支援プランのほとんどが適用されることとなった。

また、合併期日をある程度延期することにより、新町移行に伴う準備期間がこれまで以上に確保できるため、より円滑な移行が可能となる。

(電算システムの統合,事務の細部調整,別館庁舎建設に十分時間がとれる。)

2 新たな合併期日設定の留意点

現行の合併特例法の支援措置を受ける形で合併をするためには,平成 17 年 3 月 31 日までに知事への申請を行い,平成 18 年 3 月 31 日までに合併する必要がある。

合併期日変更に伴う協定項目の調整,各町議会での議決,県知事への合併申請,県議会の議決,総務大臣への届出の手続などが必要で,今後のスケジュール等を勘案すると総務大臣告示まで少なくとも平成17年5月上旬までの期間を要する。

合併の期日については,法律上の規定はなく,また,先進事例を見ると,必ずしも特定期日ではなく,各団体のそれぞれの事情により期日が定められている。

住民サービスや決算時期,予算編成時期ほか各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましい。

より早い合併がその効果を早く得ることができ、また、年度の早い時期に合併した場合、財政支援の有効的な活用が可能となる。

⑤ 月曜など閉庁日明けに合併する場合には、電算システムの入れ替え、模様替えなどを閉庁日に行うことができる。一方、金曜など翌日が閉庁日にあたる日に合併する場合、合併日に発生した不都合を閉庁日に修復することも可能となる。

(参考) 県内の他協議会での決定状況

曽於北部合併協議会 : 平成17年7月 1日(金)

姶良中央法定合併協議会 : 平成17年7月19日(火)で提案中

6

8

日 月 火 水 木 金 土
・ 1 2 3 4 5 6
7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27
28 29 30 31 ・ ・

7

日 月 火 水 木 金 土
· · · · · · 1 2
3 4 5 6 7 8 9
10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 23
24 25 26 27 28 29 30
31 · · · · · ·

9

日月火水 木 金 土
・・・・・ 1 2 3
4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17
18 19 20 21 22 23 24
25 26 27 28 29 30 *

合併までのスケジュール

H16.10.14 第12回協議会(合併スケジュール等の協議)

H16.11.4 第13回協議会(期日変更に伴う協定項目, 協定書の修正提案・協議)

> 東串良町が下記期限(H16.11.30)までに意思決定を 行わない(行えない)ことが判明した段階で , 各町にお いて住民説明会を実施(下記(注)参照)

H16.11月下旬~1月上旬

合併協定書の調印

H16.12月中旬~1月中旬

各町議会において合併関係議案の可決

H16.12月下旬~1月下旬

知事への合併申請

H17.3月下旬

県議会において議案の可決

H17.3月下旬

知事の合併決定

H17.4月上旬

総務大臣への届出

H17.5月上旬

官報告示

合併効力の発生



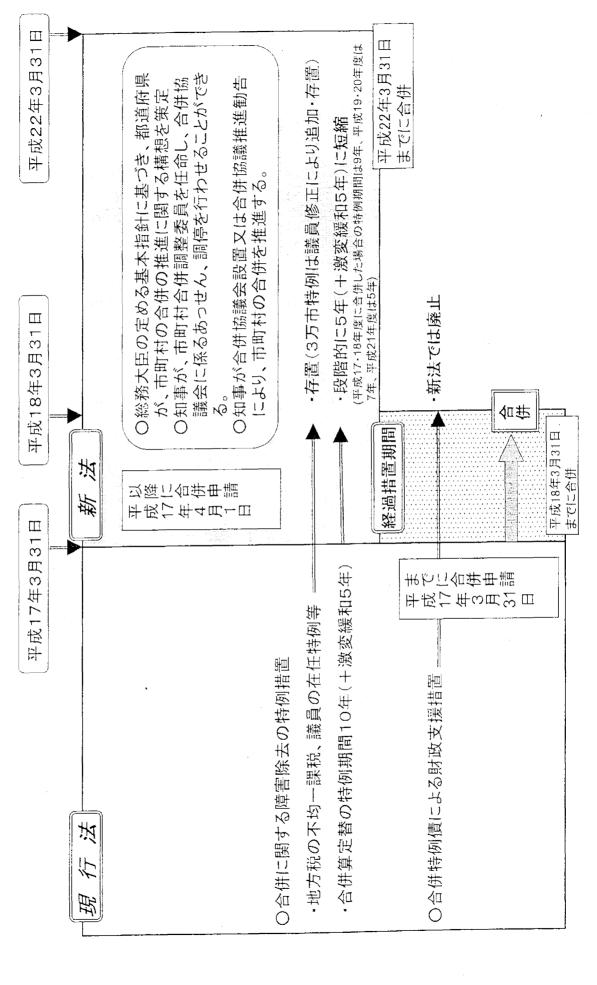
平成 17 年 7 月 1 日 (案)

注:現行の特例法の経過措置を受けるためにはH17.3.31までに知事に合併申請を行うことが絶対条件。このことから仮に3町で合併申請を行うことを想定した場合,調整のための協議期間を考慮すると東串良町からの正式な加入申し入れの最終期限はH16.11.30と考えられる。

(東串良町を最大限待って,3町合併の申請を年度内に行う場合)

|第12回協議会(合併スケジュール等の協議)||合併期日変更の説明 H16.10.14 第13回協議会(期日変更に伴う協定項目, H16.11.4 協定書の修正提案・協議) ~H16.11.30迄 東串良町が住民投票等を経て正式に肝属合併への加入を決定 協議会(東串良町への対応協議) 加入方式等の検討 H16.12.2 必要であれば住民説明会 H16.12月上旬 | 各町議会において規約変更議案等の議決 予算(負担金) (新たな協議会を設置する場合は設置議決) Д H16.12月中旬 協議会(規約変更に伴う協定項目の修正, 少なくとも4回程度協 ~H17.2月上旬 建設計画の変更協議) 議会の開催が必要? 2月下旬までに各町で住民説明会等の実施 合併協定書の調印 H17.2月下旬 H17.3月上旬 各町議会において合併関係議案の可決 H17.3月中旬 |知事への合併申請 H17.7月上旬 県議会において議案の可決 H17.7月上旬 知事の合併決定 H17.7月下旬 総務大臣への届出 H17.8月中旬 官報告示 合併効力の発生 平成 17 年 9 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日 新町の誕生

現行合併特例法と合併新法との比較



合併支援プラン(財政支援措置)の延長等

平成 16 年 8 月 31 日に開催された市町村合併支援本部会合において,現行合併特例 法の経過措置期間中の合併支援プラン(国)の取扱いが検討され,同期間中も支援策 を延長することが決定された。

なお,合併準備補助金及び合併市町村補助金については,平成 17 年度予算概算要求において財務省と協議中であり,12 月末頃にその取扱いが決定される。

		現行の合併特	現行合併特例	合併新法
根拠法令等	主 な 事 項	例法期限まで	法の経過措置	での合併
		の合併	期間中の合併	
	1 合併算定替			
合併特例法	特例期間	10年間	10年間	9,7,5年間
	激变緩和期間	5 年間	5 年間	5 年間
	2 合併補正(普通交付税に			
	よる包括的な財政措置)			
	3~5 合併特例債			×
	11 地方税の不均一課税			
地方財政法	6 合併推進債			未 定
	7 合併後の包括的措置			未定
特別交付税に関	8 合併後の公債費負担平準			未定
する省令	化			
	9 合併準備経費			未定
	10 合併移行経費			
予算補助	12市町村合併推進体制整備			未 定
	費補助金		(交付済み	
	(1) 合併準備補助金)	
	12市町村合併推進体制整備		概算要求	未 定
	費補助金		中(12月頃に	
	(2) 合併市町村補助金		方針決定)	

(注) : 適用, :改正適用, x:廃止

4 その他

第13回肝属合併協議会は、11月4日(木)午後2時から開催する。

場所は,高山町コミュニティセンター2階婦人研修室(事務局隣)を予定。